3　組合等は、災害収入共済方式（規則第八十七条第一項第四号に規定する災害収入共済方式をいう。以下同じ。）の共済関係について損害通知を受けたときは、その通知をした組合員等の耕地を見回って共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、当該組合員等が耕作する農作物に係る収穫量及び品質を、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により調査しなければならない。

一　設定準則第三第一号の規定に基づき基準生産金額（法第百三十六条第三項の基準生産金額をいう。以下同じ。）を定めている場合　当該組合員等からその生産した収穫物について加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた者の当該委託又は売渡しに係る資料の確認（収穫物のうち加工若しくは販売の委託又は売渡しが行われないものについては、収穫前における実測）

二　設定準則第三第二号の規定に基づき基準生産金額を定めている場合　当該組合員等の青色申告書及びその関係書類の確認

4　組合等は、一筆方式（規則附則第八条第二項に規定する一筆方式をいう。以下同じ。）の共済関係について損害通知を受けたときは、収穫前に、その通知に係る耕地の全てにつき、共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、検見又は実測の方法により収穫量を調査しなければならない。

5　組合等は、地域インデックス方式（規則第八十七条第一項第三号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。）の共済関係について損害通知を受けたときは、その通知をした組合員等の耕地を見回って共済事故による損害が発生していることを確認しなければならない。

6　組合等は、全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式の共済関係に係る損害通知において、全損耕地（規則第九十六条第二項に規定する全損耕地をいう。以下同じ。）がある旨の通知を受けたときは、その通知に係る耕地の全てにつき、収穫前に、全損耕地に該当するか否かを調査しなければならない。

7　組合等は、全相殺方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式の共済関係であって一筆半損特約（規則第八十七条第五項に規定する一筆半損特約をいう。）を付したものに係る損害通知において、半損耕地（規則第九十六条第三項に規定する半損耕地をいう。以下同じ。）がある旨の通知を受けたときは、その通知に係る耕地の全てにつき、収穫前に、半損耕地に該当するか否かを調査しなければならない。

8　組合等は、前各項の規定による調査（以下「悉皆調査」という。）を行わせるため、損害評価員（損害の防止又は認定等の業務に従事する者をいう。以下同じ。）を任命することができる。

9　組合等は、悉皆調査を組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員により行うものとする。

10　組合等は、第一項から第四項までの規定による調査（第一項及び第三項の規定による調査にあっては、収穫前の検見又は実測の方法によるものに限る。）を行うため、当該組合等の区域（法第十条第一項に規定する全国連合会及び法第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあっては、共済事業の実施区域。以下同じ。）を区分して当該調査を行う単位となる地区（以下「損害評価地区」という。）を定めなければならない。ただし、組合等の区域内に存する共済目的が僅少である場合又は共済金を支払うべき損害が僅少である場合であって、その区域を区分する必要がないと認めるときは、この限りでない。

11　組合等は、損害評価地区を定めたときは、損害評価地区ごとに、当該損害評価地区を担当する組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員を指定しなければならない。

12　組合等は、損害評価地区を定めて調査を行ったときは、当該調査の終了後遅滞なく、損害評価地区ごとに、当該調査を行った耕地の一部につき、当該調査の結果を検定するための調査（以下「抜取調査」という。）を検見又は実測の方法（第三項の規定による収穫前における実測の方法による調査を行った場合の抜取調査にあっては、実測の方法）により行わなければならない。ただし、組合等が第一項から第四項までの規定による調査を収穫前における実測の方法により行った場合は、当該組合等は抜取調査を省略することができる。

13　抜取調査は、組合等の職員及び損害評価会の委員（組合等が必要があると認める場合にあっては、組合等の職員、損害評価会の委員及び損害評価員）により行うものとする。ただし、組合等の区域に離島（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島のいずれかに該当する離島（組合等の事務所が所在するものを除く。）に限る。以下同じ。）が含まれる場合は、当該離島における抜取調査は、損害評価会の委員及び損害評価員により行うことができる。

14　組合等は、悉皆調査及び抜取調査を終了したときは、損害評価会の意見を聴いて、全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式にあっては組合員等ごとに共済金の支払の対象となるべき減収量（以下「共済減収量」という。）を、災害収入共済方式にあっては組合員等ごとに共済金の支払の対象となるべき生産金額の減少額（以下「共済減少額」という。）を、一筆方式にあっては耕地ごとに共済減収量を算定し、これに基づき共済金の支払見込額である損害の額を認定しなければならない。

15　組合等は、前項の規定による認定に係る組合員等の数又は耕地の面積、共済減収量又は共済減少額及び損害の額を、特定組合等（法第二百条に規定する特定組合等をいう。以下同じ。）以外の組合等にあっては連合会認定区分ごとに合計して都道府県連合会（法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）に通知し、特定組合等にあっては政府保険認定区分ごとに合計して農林水産大臣に報告しなければならない。

16　前項の連合会認定区分及び政府保険認定区分は、連合会認定区分にあっては農作物連合会保険区分（規則第百六十一条に規定する農作物連合会保険区分をいう。）を、政府保険認定区分にあっては農作物政府保険区分（規則第二百二十七条に規定する農作物政府保険区分をいう。以下同じ。）を、それぞれ共済金の支払時期により細分した区分として組合等が定める区分とする。

17　組合等（特定組合等を除く。以下この項において同じ。）は、都道府県連合会から第二第九項及び第十三項の規定による通知があり、かつ、当該通知に係る数量又は金額が第十四項の規定により組合等が算定した共済減収量の合計又は共済減少額の合計と異なるときは、都道府県農業共済保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、損害評価会の意見を聴いて、当該組合等が同項の規定により算定した共済減収量の合計又は共済減少額の合計が都道府県連合会の通知に係る数量又は金額を超えないよう、共済金の支払対象となるべき組合員等又は耕地及び共済減収量又は共済減少額を修正して、損害の額を認定しなければならない。

18　特定組合等は、第十五項の規定により農林水産大臣に報告した損害の額の政府保険認定区分ごとの合計が、政府保険認定区分別の農作物通常責任共済金額（共済掛金区分（法第百三十七条第一項に規定する共済掛金区分をいう。以下同じ。）ごと及び危険段階（同項に規定する危険段階をいう。以下同じ。）ごとの共済金額の総額に危険段階別農作物通常標準被害率（規則第百六十三条第一項の危険段階別農作物通常標準被害率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額を、政府保険認定区分ごとに合計して得た金額をいう。）を超えると認めるときは、当該政府保険認定区分の損害の額について農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農作物政府保険区分ごとに、被害が僅少である場合その他の当該農作物政府保険区分に係る保険金が支払われないと見込まれる場合は、この限りでない。

19　特定組合等は、前項の農林水産大臣の認定を受けることができなかったときは、農漁業保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、第十四項、第十五項及び前項の規定の例により、共済減収量又は共済減少額及び損害の額を修正して、改めて農林水産大臣の認定を受けなければならない。

20　特定組合等は、第十八項の農林水産大臣の認定に関し、農林水産大臣から意見を求められたときは、必要な資料を添えて農林水産大臣に意見を申し出なければならない。